

# 社会福祉主事任用資格

## 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格は、本来、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員（ケースワーカーなど）に任用される際に必要とされる、行政が定めた資格基準です。

その他に、一部の福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員募集の際に、資格として準用されることがあります。

任用資格を有することによって活躍できる職場・職種には、福祉事務所や児童相談所のケースワーカー、老人福祉施設や身体障害者施設の指導員、社会福祉協議会の福祉活動専門員などがあります。

生活上の困難に直面している人や、障害があるために支援を必要とする人々のニーズを把握して、支援や援助の方法に関する情報の提供と関係組織・機関への連絡や調整を行う仕事をするのです。

社会福祉主事任用資格を取得するためには、厚生労働省の指定した科目のうち3科目以上を修得して大学を卒業することが必要になります。

## 単位の修得について

本学で社会福祉主事任用資格を取得するためには、次の科目から3科目以上の単位を修得しなければなりません。

- ① 社会福祉概論 (2単位) <文学部開講科目>
- ② 社会福祉事業史 (2単位) <文学部開講科目>
- ③ 老人福祉論 (2単位) <成蹊教養カリキュラム開講科目>
- ④ 地域福祉論 (2単位) <成蹊教養カリキュラム開講科目>

①、②の科目は文学部開講科目です。文学部生以外が履修する場合は、所定の期間内に「他学部・他学科科目履修願」を提出し、履修を許可されなければなりません。提出期間等の日程については、前掲の『年度始め行事日程』で確認してください。

また、3月に社会福祉主事任用資格についてガイダンスを行います。希望者は、前掲の『年度始め行事日程』で詳細を確認の上、参加してください。

## 資格の認定について

上記の科目のうち、3科目以上の単位を修得し、卒業すると、社会福祉主事任用資格を取得したことになります。社会福祉主事任用資格の任用条件を満たしているかについては、成績証明書と卒業証明書によって証明されます。（上記科目のみの単位修得証明書は発行していません。）